



# 消費税の軽減税率制度が導入されます！

## ●概要

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が、8%から10%に引き上げられます。ただし、一定の要件を満たす対象品目については、「消費税の軽減税率制度」が導入されます。

軽減税率の対象品目では現行と同じ8%の税率となります。

区分	適用時期	現行	2019年10月1日～	
			軽減税率	標準税率
消費税率		6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率		1.7%	1.76%	2.2%
合計		8.0%	8.0%	10.0%

## ●軽減税率制度の対象品目

軽減税率制度の対象品目は以下の2つです。

### 1. 飲食料品

飲食料品は、人の飲食に供されるもの(酒類を除く。)をいい、一定の「一体資産」(※1)を含みます。外食やケータリング等は、対象品目には含まれません。テイクアウトや出前・宅配等は、飲食料品の購入であるため、対象品目に含まれます。

### 2. 新聞

対象となる新聞は、「〇〇新聞」「日刊△△」などの一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般的社会事実を掲載する週2回以上発行されるもの(定期購読契約に基づくもの)です。

(※1)一定の「一体資産」は、税抜価額が1万円以下で、食品の価額を占める割合が2/3以上の場合、軽減税率の対象となります。

(例)おもちゃ付きのお菓子、ティーカップと紅茶のセット

## ●帳簿及び請求書等の記載と保存

2019年10月1日から2023年9月30日までに軽減税率の適用を受けるためには、「区分記載請求書等保存方式」を採用しなければなりません。

「区分記載請求書等保存方式」とは、現行制度の領収書やレシート等の必要な記載事項に加え、次の図表の、⑤または⑥軽減税率の対象品目であ

る旨や、⑦税率ごとに合計した税込対価の額が記載された、帳簿及び区分記載請求書等の保存をすることです。

ただし、3万円未満の少額な取引の場合や、自動販売機からの購入など、請求書等の交付を受けられない場合は、現行通り、必要事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

帳簿と請求書への記載事項は以下の通りです。

・現行制度(2019年9月30日まで)

帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
①課税仕入れの相手方の氏名又は名称	①請求書発行者の氏名又は名称
②取引年月日	②取引年月日
③取引の内容	③取引の内容
④対価の額	④対価の額
	⑤請求書受領者の氏名又は名称

・区分記載請求書等保存方式(2019年10月1日～2023年9月30日)

帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
(上記①～④に加え)	(上記①～⑤に加え)
⑤軽減税率の対象品目である旨	⑥軽減税率の対象品目である旨
	⑦税率ごとに合計した税込対価の額

## ●消費税額の計算

軽減税率制度の実施後は、消費税率が軽減税率と標準税率の2つとなるので、売上と仕入を税率ごとに区分して税額計算をする必要があります。A-B=消費税納付税額です。

$$\text{売上税額} = \text{標準税率の対象となる税込売上} \times \frac{10}{110} + \text{軽減税率の対象となる税込売上} \times \frac{8}{108} = A$$

$$\text{仕入税額} = \text{標準税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{10}{110} + \text{軽減税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{8}{108} = B$$

## ●軽減税率対策補助金

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業者の方には、複数税率対応のレジの導入(レジ1台あたり20万円上限、1事業所あたり200万円を上限)や、受発注システムの改修等(補助上限1,000万円)を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。(桑江 共美)